様式第３号（第８条関係）

開発行為等に伴う公共施設等の帰属及び管理に関する協定書

田原本町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　 （以下「乙」という。）とは、乙が開発事業を施行するに当たり都市計画法（以下「法」という。）第３２条の協議に基づき、法第３９条、第４０条及び田原本町開発行為等に関する指導要綱の規定により設置される公共施設等（用地も含む。）の帰属及び管理について、次のとおり協定を締結する。

（開発事業の内容）

第１条 乙が施行する開発行為等の内容は、次のとおりとする。

（１）開発場所

（２）開発面積

（３）建築物の用途

（公共施設等の帰属・管理の内容）

第２条 当該開発行為等により、設置される公共施設等の帰属・管理の内容については次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公共施設等の種類 | 所 　在 　地 | 地　目 | 面 積（㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（公共施設等の用に供する土地の帰属手続き）

第３条 当該開発行為等により、設置される公共施設等の用に供する土地の帰属手続きの時期については、開発工事完了検査後とする。

２ 乙は、第２条により甲に帰属する土地について、所有権移転のための登記手続きに必要とする寄付採納願・登記原因証明情報登記承諾書・印鑑登録証明書・資格証明書・分筆後の登記事項証明書・地積測量図・公図等の各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

３ 甲は、帰属手続きに必要な書類の提出があった旨を奈良県に伝え、検査証の発行を行うよう連絡する。

４ 第２項に要する書類、並びに分筆等に要する費用は乙の負担とする。

（公共施設等の管理）

第４条 第２条により甲が管理することとなる公共施設等の管理引継ぎの時期については、町担当部局と協議する。

２ 乙は、当該施設の管理引継ぎにあたり、引継ぎ検査を受け維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項部分の修繕等完了後、再度引継ぎ検査を行い、合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。検査完了後、速やかに「公共施設等の管理引継書」の提出を行う。

（開発行為等の譲渡及び権利義務の履行）

第５条 乙は、移管手続きの完了前に開発行為等に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲と協議のうえ、乙においてその者にこの協定を履行させるものとする。

（疑義の決定等）

第６条 この決定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　　　　　　　 　 年 　　 月　 　 日

　　　　　　　　　　 甲　　　 磯城郡田原本町８９０番地の１

　　　　　　　　　　　　 田原本町長

　　　　　　　　　　 乙

　　　　　　　　　　 　印